

◆グループホームでの暮らし

<朝> グループホーム

起床・朝食

世話人・生活支援員の業務 <例>

利用者の心身状態の確認
(出勤時間に合わせて) 食事の提供
服薬管理
利用者の送り出しなど



<昼> 日中活動の場

就労先・障がい福祉サービスの利用など



利用者の態様 <例>

一般企業等での就労
就労や日常生活のための訓練
パン・お菓子・ビーズ・編み物などの自主制作活動
自主制作製品の販売、営業
余暇活動など

<夕～夜> グループホーム

夕食・入浴・就寝



世話人・生活支援員の業務 <例>

利用者の心身状態の確認
帰宅時間に合わせて食事の提供
洗濯・入浴の支援
服薬管理
世間話や相談事など



～上記以外にも事業所の職員には、こんな業務があります！～

- ・日常生活の援助：掃除、家事等の介助・行政機関への手続き・家族との調整
- ・金銭管理の援助：生活費等の管理の支援
- ・緊急対応：休日、夜間の支援・防災・急病に関する業務
- ・余暇活動の援助：季節行事やレクリエーション参加への支援
- ・関係機関との連絡：社会福祉事業者など関係機関との会議・近隣や自治体との関係づくり
- ・施設等運営に関わること：会計事務、支援員の調整

業務内容はあくまでも一例です。

利用者個人に合わせた支援が必要です。

事業所の職員は、利用者が地域の社会資源を活用し、自らが主体的に生活できるよう

見守り、必要な支援を行います。

